

8月下旬以降は窒素がやや不足したと推測された。このことから、LPコート区では、光合成産物の貯蔵根への転流・蓄積が多くなる9月以降に急激に肥効が切れたため、増肥区よりも貯蔵養分量が少なくなり、増肥区ほど春芽の収量が増加しなかったと推察された。そのため、LPコート区では、春芽の収量を増やすために8月中旬以降補足的な追肥をすることが望ましいと考えられた。

#### 5. 今後の課題

現地では、今回の試験結果を基にほとんどの農協管内で被覆肥料の使用を始めている。被覆肥料

は、温度と水分を一定させることで安定して溶出するため、覆土をすることが望ましいと考えられる。しかし、4月にこの作業をすると慣行追肥体系よりやや労力がかかることになる。そのため当分場では現在、1月の基肥時に施用して7～8月に肥効がピークとなる肥効調節型肥料の利用を検討している。さらに、基肥の省略や減化学肥料栽培に対応するための試験も行っており、今後アスパラガスに合った減肥、省力施肥体系を確立する予定である。

## 肥料の常識・非常識 (10)

越 野 正 義

### 肥料に有効期限はあるか

前回タイで肥料の袋を開けてばら売りをしていたことを書いた。肥料は尿素であったと思うが、このような状態の肥料では販売業者保証などは不可能である。

肥料の保証票などでは化学性については保証成分量などで記載されているが、物理性については粒度を除いてまったく規制がない。袋詰めした肥料では成分の量は通常変わらないから、肥料の使用期限は保証票に記載されていない。その意味では法律上の有効期限はない。

肥料について農家、あるいは流通業者からクレームが来るのは、吸湿、固結、施肥機への付着など肥料の物理性からなることが多い。袋詰めされていれば成分量は変わらないが、固結して流動性が失われた肥料はクレームの対象となる。これが実際上の肥料の有効

(賞味) 期限であろうか。物理性の問題は、肥料の種類、原料、製造法(表面処理など)がからむから、いちがいに期限を示すことはむずかしい。

アメリカではバルクブレンド肥料は原則として袋詰めされることはなく、混合してすぐに施肥される。袋詰めの場合も2～3回袋を落下させて流動性が保てればOKと聞いたことがある。いずれにしても有効期限があまり問題になることはなさそうである。

有効期限がいちばん問題になりそうなのは被覆肥料かもしれない。いったん袋を開ければ大気中の湿度を吸いはじめ溶出のプロセスが始まるので溶出期間がその分短縮されることになる。ただし袋の防湿性は高いので開封しなければまず問題はない。

(財 日本肥糧検定協会 参与)